

青森県労働委員会年報

令和6年

青森県労働委員会事務局編

は じ め に

この年報は、令和6年1月から12月までの1年間に当委員会で取り扱った不当労働行為事件、調整事件及び個別的労使紛争に係るあっせん事件の処理状況を中心に、委員会の活動状況等の概要を収録したものです。

この年報が、労働委員会への理解を深めていただく一助となり、日頃労使関係に関心を寄せておられる方々の御参考となれば幸いです。

令和7年3月

青森県労働委員会事務局

第 50 期 委 員

令和6年11月8日任命

公益委員



会長
岩谷 直子



会長代理
伊藤 佑輔



大矢 奈美



細矢 浩志



源新 明

労働者委員



谷川 浩二



野坂 聡子



金沢 秀樹



對馬 茂文



佐々木 徹

使用者委員



寺下 一之



山田 悦子



安田 浩一



小笠原 勝博



小山田 康雄

第49期で退任した委員

(任期：令和4年11月8日～令和6年11月7日)

労働者委員



山内 裕幸

使用者委員



小笠原 裕
(～令和5.6.30)

目 次

第1章 現況

| | |
|--------------|---|
| 1 委員名簿 | 1 |
| 2 あっせん員候補者名簿 | 2 |
| 3 事務局職員名簿 | 3 |

第2章 活動状況

| | |
|------------------------------------|----|
| 第1節 会議 | 4 |
| 1 総会 | 4 |
| 2 公益委員会議 | 8 |
| 3 連絡会議 | 8 |
| (1) 全国労働委員会連絡協議会総会 | 8 |
| (2) 全国労働委員会会長連絡会議 | 8 |
| (3) 全国労働委員会事務局長連絡会議 | 9 |
| (4) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議 | 9 |
| (5) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議 | 9 |
| (6) 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会 | 9 |
| (7) 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会 | 10 |
| (8) 北海道・東北六県労働委員会事務局連絡会審査・調整課長連絡会議 | 10 |
| 4 労働相談会 | 12 |
| 5 委員研修 | 12 |
| 第2節 不当労働行為の審査 | 14 |
| 1 概要 | 14 |
| 2 審査の期間の目標及び実施状況 | 14 |
| 3 不当労働行為事件一覧表 | 15 |
| 4 取扱事件の概要 | 15 |
| 5 命令書 | 15 |
| 6 再審査・行政訴訟事件 | 15 |
| 第3節 労働争議の調整 | 16 |
| 1 概要 | 16 |
| 2 調整事件一覧表 | 17 |
| 3 取扱事件の概要 | 18 |
| 令和6年(調)第1号事件(あっせん) | 18 |
| 令和6年(調)第2号事件(あっせん) | 19 |
| 4 争議行為予告通知 | 20 |
| 第4節 個別的労使紛争に係るあっせん | 21 |
| 1 概要 | 21 |
| 2 個別的労使紛争に係るあっせん事件一覧表 | 22 |
| 3 取扱事件の概要 | 23 |

| | |
|---------------------------------|-----------|
| 令和5年（個）第4号事件 | 23 |
| 令和5年（個）第5号事件 | 24 |
| 令和6年（個）第1号事件 | 25 |
| 令和6年（個）第2号事件 | 26 |
| 令和6年（個）第3号事件 | 27 |
| 令和6年（個）第4号事件 | 28 |
| 令和6年（個）第5号事件 | 29 |
| 第5節 労働相談 | 30 |
| 第6節 労働組合の資格審査 | 32 |
| 第7節 地方公営企業等の非組合員の範囲の認定告示 | 32 |
| 第8節 労働委員会活性化に向けた取組 | 33 |
| 1 認知度を高めるための取組 | 33 |
| 2 委員・職員の資質の維持・向上を図るための取組 | 33 |

第1章 現況

1 委員名簿

第50期

(令和6年11月8日任命)

| 区分 | 氏名 | 現職 | 就任状況 | 備考 |
|-------|--------|-------------------------------|-------------------|----|
| 公益委員 | 岩谷 直子 | 弁護士 | 平26.11.8 以降6期目 | 再 |
| | 伊藤 佑輔 | 弁護士 | 平27.12.1 以降6期目 | 再 |
| | 大矢 奈美 | 青森公立大学経営経済学部教授 | 平26.11.8 以降6期目 | 再 |
| | 細矢 浩志 | 弘前大学人文社会科学部教授 | 平28.11.8 以降5期目 | 再 |
| | 源新 明 | 弁護士 | 令 2.11.8 以降3期目 | 再 |
| 労働者委員 | 谷川 浩二 | 弘前愛成会病院労働組合 執行委員長 | 平24.11.8 以降7期目 | 再 |
| | 野坂 聡子 | オールユニバースユニオン 執行副委員長 | 平28.11.8 以降5期目 | 再 |
| | 金沢 秀樹 | 東北電力労働組合 青森県本部委員長 | 令 2.11.8 以降3期目 | 再 |
| | 對馬 茂文 | 全国交通運輸労働組合総連合 東北地方総支部執行委員長 | 令 4.11.8 以降2期目 | 再 |
| | 佐々木 徹 | UAゼンセン 青森県支部支部長 | 令 6.11.8 | 新 |
| 使用者委員 | 寺下 一之 | 寺下建設株式会社 代表取締役社長 | 平20.11.8 以降9期目 | 再 |
| | 山田 悦子 | 株式会社山丙 代表取締役社長 | 令 2.11.8 以降3期目 | 再 |
| | 安田 浩一 | 株式会社弘前燃料 取締役 | 令 3.6.30 以降3期目 | 再 |
| | 小笠原 勝博 | 北方商事株式会社 代表取締役社長 | 令 4.11.8 以降2期目 | 再 |
| | 小山田 康雄 | 一般社団法人青森県経営者協会 専務理事 | 令 5.7.1 以降2期目 | 再 |

2 あっせん員候補者名簿

(令和6年12月31日現在)

| 区 分 | 氏 名 |
|-----------------------|------------------|
| 青森県労働委員会 公 益 委 員 | 岩 谷 直 子 |
| | 伊 藤 佑 輔 |
| | 大 矢 奈 美 |
| | 細 矢 浩 志 |
| | 源 新 明 |
| 青森県労働委員会 労 働 者 委 員 | 谷 川 浩 二 |
| | 野 坂 聡 子 |
| | 金 沢 秀 樹 |
| | 對 馬 茂 文 |
| | 佐々木 徹 |
| 青森県労働委員会 使 用 者 委 員 | 寺 下 一 之 |
| | 山 田 悦 子 |
| | 安 田 浩 一 |
| | 小笠原 勝博 |
| | 小山田 康雄 |
| 青森県労働委員会 事 務 局 | 佐 藤 剛 (事務局長) |
| | 成 田 哲 朗 (事務局次長) |
| | 川 田 幸 司 (事務局副参事) |

備考1 あっせん候補者は、原則として、労働委員会委員及び事務局職員（副参事以上）を委嘱している。

- 2 公示 令和6年4月12日付け青森県報第748号
令和6年11月22日付け青森県報第843号

3 事務局職員名簿

(令和6年12月31日現在)

| 職名 | 氏名 | 分掌事務 | 就任年月日 |
|-------|--------|-------|-----------|
| 事務局長 | 佐藤 剛 | | 令 5. 4. 1 |
| 事務局次長 | 成田 哲朗 | | 令 5. 4. 1 |
| 副参事 | 川田 幸司 | 審査・調整 | 令 6. 4. 1 |
| 主幹 | 貝田 さゆり | 総務 | 令 3. 4. 1 |
| 主幹専門員 | 佐藤 肇 | 審査・調整 | 令 6. 4. 1 |
| 主査 | 吉川 恵里子 | 審査・調整 | 令 4. 4. 1 |

第2章 活動状況

第1節 会議

1 総会

| 回数 | 開催年月日 | 議 題 |
|------|---------|--|
| 1469 | 6. 1. 9 | 1 報告事項 (1) 令和5年(個)第4号事件のあっせん申請について (2) 令和5年(個)第5号事件のあっせん申請について (3) 労働相談会等の実績について 2 その他 (1) 令和5年の審査の実施状況の公表について (2) 令和6年度諸会議等への出席者について (3) 第79回全国労働委員会連絡協議会総会における議題(案)について (4) あっせんに関する申合せ(案)について 3 委員・事務局職員研修会の実施について |
| 1470 | 6. 2. 6 | 1 報告事項 (1) 令和5年(個)第4号事件のあっせんについて (2) 令和5年(個)第5号事件のあっせん申請取下げについて (3) 令和6年(個)第1号事件のあっせん申請について (4) 令和6年(調)第1号事件のあっせん申請について (5) 労働相談会等の実績について 2 その他 (1) 令和6年労働相談会実施計画について (2) 令和6年度諸会議等の出席者について (3) 令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会「総会」及び「会長連絡会議」の開催について (4) 令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会「総会」に係る議題について (5) 労働委員会制度創設80周年記念行事に係る提案の募集について (6) あっせんに関する申合せ(案)に対する意見について (7) 令和6年度委員・事務局職員研修会について |

| 回数 | 開催年月日 | 議 題 |
|------|---------|---|
| 1471 | 6. 3. 5 | <p>1 報告事項</p> <p>(1) 令和6年(調)第1号事件のあっせんについて</p> <p>(2) 令和6年(個)第1号事件のあっせん申請の経過について</p> <p>(3) 争議行為予告通知について</p> <p>(4) 労働相談会等の実績について</p> <p>2 その他</p> <p>(1) フリーランスからの労働相談やあっせんに係る広報について</p> <p>(2) あっせんにおける当事者の負担軽減措置について</p> <p>(3) 令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会の「総会」に係る議題について</p> <p>(4) 令和6年度委員・事務局職員研修会について</p> |
| 1472 | 6. 4. 2 | <p>1 付議事項</p> <p>(1) あっせん員候補者の解任及び委嘱について</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 令和6年(調)第1号事件のあっせんについて</p> <p>(2) 争議行為予告通知について</p> <p>(3) 労働相談会等の実績について</p> <p>(4) 令和6年度委員・事務局職員研修会について</p> |
| 1473 | 6. 5. 7 | <p>1 付議事項</p> <p>(1) 労働者供給事業に係る労働組合の資格審査について</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 令和6年(個)第1号事件のあっせん申請の経過について</p> <p>(2) 令和6年(個)第2号事件のあっせん申請について</p> <p>(3) 労働相談会等の実績について</p> <p>(4) 令和6年度委員・事務局職員研修会について</p> |
| 1474 | 6. 6. 4 | <p>1 報告事項</p> <p>(1) 第862回公益委員会議の概要について</p> <p>(2) 令和6年(個)第1号事件のあっせん申請の経過について</p> <p>(3) 令和6年(個)第2号事件のあっせん終結について</p> <p>(4) 争議行為予告通知について</p> <p>(5) 労働相談会等の実績について</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会の報告について</p> <p>(2) 2024年度北海道・東北ブロック労働者委員連絡協議会総会・研究会の報告について</p> |

| 回数 | 開催年月日 | 議 題 |
|------|---------|--|
| 1475 | 6. 7. 2 | 1 報告事項 (1) 令和6年(個)第1号事件について (2) 争議行為予告通知について (3) 労働相談会等の実績について 2 その他 (1) 令和6年度全国労働委員会会長連絡会議の報告について (2) 令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会の開催について (3) 令和7年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会について (4) 令和6年11月の総会の開催予定について (5) 令和6年11月の労働相談会の実施について (6) 個別労働紛争処理制度周知月間を使用するチラシ及びポスターについて |
| 1476 | 6. 8. 6 | 1 報告事項 (1) 令和6年(調)第2号事件のあっせん申請について (2) 令和6年(個)第1号事件のあっせんの経過について (3) 令和6年(個)第3号事件のあっせん申請について (4) 争議行為予告通知について (5) 労働相談会等の実績について 2 その他 (1) 第79回全国労働委員会連絡協議会総会の開催について (2) 令和7年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会について |
| 1477 | 6. 9. 3 | 1 報告事項 (1) 第863回公益委員会議の概要について (2) 令和6年(調)第2号事件のあっせんの経過について (3) 令和6年(個)第1号事件のあっせんの経過について (4) 令和6年(個)第3号事件のあっせん終結について |

| 回数 | 開催年月日 | 議 題 |
|--------------|---------|---|
| 1478 | 6.10. 1 | 1 報告事項 (1) 令和6年(調)第2号事件のあっせんの経過について (2) 令和6年(個)第1号事件のあっせんの経過について (3) 令和6年(個)第4号事件のあっせん申請について (4) 令和6年(個)第5号事件のあっせん申請について (5) 争議行為予告通知について (6) 労働相談会等の実績について 2 その他 令和6年度公労使委員合同研修会について |
| 1479 (臨時) | 6.11.13 | 付議事項 青森県労働委員会会長及び会長代理の選挙について |
| 1480 | 6.11.13 | 1 付議事項 (1) あっせん員候補者の解任及び委嘱について 2 報告事項 (1) 令和6年(個)第1号事件のあっせんの経過について (2) 令和6年(個)第4号事件のあっせんの経過について (3) 令和6年(個)第5号事件のあっせんの経過について (4) 争議行為予告通知について (5) 労働相談会等の実績について (6) 幹事委員の選任について 3 その他 (1) 令和6年度北海道及び東北六県労働委員会協議会研修会について (2) 令和7年定例総会の開催予定について (3) 令和7年労働相談会の実施計画(案)について |
| 1481 | 6.12. 3 | 1 報告事項 (1) 令和6年(個)第4号事件のあっせん終結について (2) 令和6年(個)第5号事件のあっせん終結について (3) 争議行為予告通知について (4) 労働相談会等の実績について 2 その他 (1) 令和7年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会について (2) 第79回全国労働委員会連絡協議会総会の概要について (3) 令和7年定例総会の開催予定について (4) 令和7年労働相談会の実施計画について |

2 公益委員会議

| 回数 | 開催年月日 | 議 題 |
|-----|---------|-----------------|
| 862 | 6. 6. 4 | 1 労働組合の資格審査について |
| 863 | 6. 9. 3 | 1 労働組合の資格審査について |

3 連絡会議

(1) 第79回全国労働委員会連絡協議会総会

- 期 間 令和6年11月14日、15日
会 場 東京都千代田区「一橋大学一橋講堂」
出席者 岩谷会長、伊藤会長代理、谷川委員、野坂委員、安田委員、小笠原委員
佐藤事務局長、川田副参事、佐藤主幹専門員
講 演 演題：「近年における労働裁判の動向」
講師：元中央労働委員会会長代理 森戸 英幸 氏
議 題 ① 退職代行等の営利事業が主目的と疑われる労働組合に対する資格
審査申請の対応について
－経験又は見解の交流－（北海道・東北ブロック公労使提案）
② 審査の迅速化に向けた取組について
－経験又は見解の交流－（中労委提案）
③ 若年層に向けた労働委員会の取組の周知について
－経験又は見解の交流－（近畿ブロック公労使提案）

(2) 令和6年度全国労働委員会会長連絡会議

- 期 日 令和6年6月14日
会 場 岐阜県岐阜市「ホテルグランヴェール岐山」
出席者 岩谷会長、佐藤事務局長、吉川主査
講 演 「正社員と定年後再雇用有期嘱託職員との基本給格差の不合理性」
講師：東京大学大学院法学政治学研究科教授
東京都労働委員会公益委員 神吉 知郁子 氏
議 題 「今後の労働委員会における個別労働関係紛争業務の位置づけについて」
① 各ブロック代表都道府県労委会長
（代表者発言：各ブロック代表都道府県労委会長）
② 議題懇談に関するコメント
（発言者：中労委会長 岩村 正彦 氏）
③ 議題懇談を終えた感想
（発言者：岐阜県労委会長 秋保 賢一 氏）

(3) 令和6年度全国労働委員会事務局長連絡会議

期 日 令和6年6月13日
会 場 岐阜県岐阜市「ホテルグランヴェール岐山」
出席者 佐藤事務局長、吉川主査
議 事 ① 審査概況等について
② 調整事件等の概況について
③ その他
議 題 ① 「DXの進展を踏まえた不当労働行為事件の審査やあつせん手続
の取組について」
② 「労働委員会と労働局との連携について」

(4) 令和6年度全国労働委員会事務局審査主管課長会議

期 日 令和6年10月29日
会 場 東京都港区「労働委員会会館」
出席者 成田次長、吉川主査
議 題 ① 中間収入の控除について
② 併合事件について
報告事項 「中労委の民事訴訟のIT化への対応について」等

(5) 令和6年度全国労働委員会事務局調整主管課長会議

期 日 令和6年10月28日
会 場 東京都港区「労働委員会会館」
出席者 成田次長、吉川主査
議 題 ① 調整業務の運営について
② 都道府県労働委員会からの事例報告
③ 都道府県労働委員会からの業務報告

(6) 令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会

期 間 令和6年5月30日、31日
会 場 宮城県仙台市「江陽グランドホテル」
出席者 岩谷会長、源新委員、山内委員、谷川委員、小笠原委員、小山田委員、
佐藤事務局長、川田副参事、佐藤主幹専門員
議 事 ① 第79回全国労働委員会連絡協議会総会へブロックとして提出す
る議題について (連絡協議会)
② 令和5年取扱事件とその傾向及び特異事件について
(各道県労働委員会)

- ③ 令和5年度決算について (連絡協議会)
 - ④ 令和6年度予算(案)について (連絡協議会)
 - ⑤ ブロック会長及び副会長の選任について (連絡協議会)
 - ⑥ 次期全国労働委員会連絡協議会運営委員の選出について (連絡協議会)
 - ⑦ 令和7年度総会及び研修会の開催時期及び開催地について (連絡協議会)
- 研修課題
- ① 配転命令及び懲戒解雇における不当労働行為の成否について
 - ② 期間社員への登用を期待した労働者が使用者から内定を取り消されたと主張する事案への対応について

(7) 令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会

- 期 間 令和6年10月10日、11日
- 会 場 山形県山形市「山形グランドホテル」
- 出席者 細矢委員、源新委員、山内委員、谷川委員、山田委員、安田委員
成田次長、川田副参事、吉川主査
- 講 演 演題：「働くこと」の意味と歴史と労働委員会
講師：早稲田大学法学部教授
東京都労働委員会会長代理 水町 勇一郎 氏
- 研修課題
- ① 当事者の行為を原因とする団交拒否及び救済申立て後の懲戒処分に係る不当労働行為の成否について
 - ② 懲戒解雇処分を受けた労働者からの具体的な解雇理由の開示と解決金の支払いを求めたあっせん申請への対応について

(8) 令和6年度北海道・東北六県労働委員会事務局連絡会審査・調整課長連絡会議

- 期 間 令和6年8月29日、30日
- 会 場 青森県青森市「青森県庁」
- 出席者 佐藤局長、成田次長、川田副参事、佐藤主幹専門員、吉川主査
- 議 題
- ① 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会及び研修会の開催時期について (北海道提案)
 - ② 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会負担金について (宮城県提案)
- 研修課題
- ① 調査調書の取扱いについて (北海道)
 - ② 並行事件の進め方について (北海道)
 - ③ 職業安定法に基づく無料労働者供給事業の許可等に係る労働組合の資格審査について (青森県)
 - ④ 個別的労使紛争のあっせん申請への対応について (青森県)

- ⑤ 不当労働行為救済申立事件の調査調書の作成水準について
(宮城県)
- ⑥ 個別労働関係紛争に係る労働相談業務の整理について
(秋田県)
- ⑦ 個別調整（個別あっせん）の申請を短期間で繰り返す特定労働者への対応について
(福島県)
- ⑧ 労働局との連携（連絡協議会の開催状況等）について（北海道）
- ⑨ 労働相談におけるウェブ会議システム等の活用について
(青森県)
- ⑩ 労働委員及びあっせん員に係る日額報酬の対象となる用務について
(宮城県)
- ⑪ ブロック協議会に係る負担金の対応について
(秋田県)
- ⑫ アナログ規制の見直しについて
(山形県)
- ⑬ ハラスメント防止に係る講座（出前講座）の実施について
(福島県)

4 労働相談会

労働関係に関して個々の労働者と事業主との間の紛争の迅速かつ適正な解決のため、個別労働関係紛争処理制度が設けられているが、その一層の利用拡大と周知を図るため、平成21年10月から委員による労働相談会を開催している。

その後、労働相談会は平成27年1月から原則として毎月第1火曜日に定例的に開催し、平成30年4月からは第1火曜日に加え、原則として第3日曜日にも開催している（月2回）。

令和6年は次のとおり実施した。

| 月 | 火曜日 | 日曜日 | 場 所 |
|-----|-----|-----|---------------|
| 1月 | 9日 | 14日 | 労働委員会（青森市） |
| 2月 | 6日 | 18日 | |
| 3月 | 5日 | 17日 | |
| 4月 | 2日 | 21日 | |
| 5月 | 7日 | 19日 | |
| 6月 | 4日 | 16日 | |
| 7月 | 2日 | 21日 | |
| 8月 | 6日 | — | |
| 9月 | 3日 | 8日 | |
| 10月 | 1日 | 27日 | 総合学習センター（弘前市） |
| | — | 6日 | |
| | — | 20日 | ユートリー（八戸市） |
| 11月 | 5日 | 17日 | 労働委員会（青森市） |
| 12月 | 3日 | 15日 | |

時間 火曜日：13：30～15：30、日曜日：10：00～12：00

5 委員研修

(1) 公労使委員合同研修

期 間 令和6年9月5日、6日

会 場 東京都千代田区「日本教育会館第一会議室」外

出席者 大矢委員、細矢委員、谷川委員、山田委員、安田委員、小笠原委員、小山田委員

研修内容

全体研修（9月5日）及び各側に分かれての独自研修（9月6日）

(2) 公労使委員個別紛争専門研修

期 間 令和6年12月5日、6日

会 場 東京都港区「女性就業支援センターホール」外

出席者 伊藤会長代理、金沢委員、小笠原委員

研修内容

事例発表等（12月5日）及びグループディスカッション等（12月6日）

(3) 委員・職員研修

| 回数 | 開催年月日 | 講師等 |
|----|----------|--------------------|
| 1 | 6. 5. 7 | ブロック総会に係る課題検討 |
| 2 | 6. 8. 6 | ブロック研修会に係る課題検討 |
| 3 | 6. 9. 3 | 公益委員による研修（源新委員発表） |
| 4 | 6. 10. 1 | 労働者委員による研修（山内委員発表） |

第2節 不当労働行為の審査

1 概要

(1) 取扱件数

令和6年の取扱件数は、次表のとおりである。

| 前年からの 繰越件数 | 新規申立 件数 | 取扱件数 合計 | 処理件数 | 次年への 繰越件数 |
|---------------|------------|------------|------|--------------|
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(2) 申立内容別件数

令和6年の取扱事件のうち、労働組合法第7条各号別の件数は、次表のとおりである。

| 7条各号別内訳 | | | | | | | | 計 |
|---------|---|---|-----|-----|-----|-------|-----|---|
| 1 | 2 | 3 | 1・2 | 1・3 | 2・3 | 1・2・3 | その他 | |
| / | / | / | / | / | / | / | / | / |

2 審査の期間の目標及び実施状況

(1) 審査の期間の目標

平成17年3月1日に開催した第813回公益委員会議において、審査の期間の目標を1年6月に定めた。

(2) 令和6年の実施状況

令和6年に係属した不当労働行為事件はなかった。

① 審査の期間の日数等

| 事件番号 | 申立日 | 審査期間 の日数 | 調査 回数 | 審問 回数 | 証人数 | 終結区分 |
|------|-----|-------------|----------|----------|-----|------|
| | 終結日 | | | | | |
| なし | / | | | | | |

② 終結区分毎の平均処理日数

| | 取下・和解 | | | | 命令・決定 | | | | | 合計 総平均 |
|--------|-------|----------|-----------|----------|----------|----------|----|----|----------|-----------|
| | 取下 | 関与 和解 | 無関与 和解 | 小計 平均 | 全部 救済 | 一部 救済 | 棄却 | 却下 | 小計 平均 | |
| 処理件数 | / | / | / | / | / | / | / | / | / | / |
| 平均処理日数 | / | / | / | / | / | / | / | / | / | / |

3 不当労働行為事件一覧表

| 事件 番号 | 申立 年月日 | 業種 | 請求する救済内容 | 審査 委員 | 参与委員 | | 終結年月日 (所要日数) | 終結 区分 |
|----------|-----------|----|----------|----------|------|---|-----------------|----------|
| | | | | | 労 | 使 | | |
| なし | | | | | | | | |

4 取扱事件の概要

なし

5 命令書

なし

6 再審査・行政訴訟事件

(1) 再審査事件

なし

(2) 行政訴訟事件

なし

第3節 労働争議の調整

1 概要

(1) 取扱件数

令和6年の取扱件数は、新規申請2件（組合側2件）であった。

(2) 取扱事件の傾向

取扱事件2件のうち、住宅手当に関する事件1件と労働環境に関する事件1件が解決により終結した。

(3) 業種別申請件数（新規件数）

| 製 造 | 運 輸 | 情 報 通 信 | 卸・ 小 売 | 金 融・ 保 険 | 医 療・ 福 祉 | 学 校 教 育 | サ ー ビ ス | そ の 他 | 計 |
|-----|-----|------------|-----------|-------------|-------------|------------|---------|-------|---|
| | | | | | 1 | | | 1 | 2 |

(4) 主なあっせん項目別件数（新規件数）

| 解 雇 退 職 | 配 転 | 賃 金 | 臨 時 給 | そ の 他 の 賃 金 関 係 | 団 体 交 渉 関 係 | そ の 他 | 計 |
|------------|-----|-----|-------|--------------------|----------------|-------|---|
| | | | | 1 | | 1 | 2 |

(5) 終結区分

| 解 決 | 打 切 | 取 下 | 次 年 へ 繰 越 | 計 |
|-----|-----|-----|-----------|---|
| 2 | | | | 2 |

2 調整事件一覧表

| 事件番号 【申請者】 | 開始 年月日 | 業種 | 調整事項 | 調整員 | | | | 終結年月日 (所要日数) | 終結 区分 |
|---------------|-----------|----------|-----------------|-----|----------|------------|----|-------------------|----------|
| | | | | 公 | 労 | 使 | 事 | | |
| 6(調)1 【組合】 | 6. 2. 9 | 学術 研究 | 空調設備の不具合解消 等 | 大矢 | 山内 金沢 | 小笠原 小山田 | 成田 | 6. 3. 29 (50日) | 解決 |
| 6(調)2 【組合】 | 6. 7. 18 | 医療 | 住宅手当の支給 | 細矢 | 谷川 | 安田 | 佐藤 | 6. 10. 8 (83日) | 解決 |

3 取扱事件の概要

令和6年（調）第1号事件（あっせん）

| | | | | |
|-------|-------------|---------|----------|------------|
| 申請者 | X組合 | | (構成員数) | 8人 |
| 被申請者 | Y | | (事業の種類) | 学術・研究開発機関 |
| | | | (従業員数) | 70人 |
| 申請年月日 | 令和6年2月1日 | 開始年月日 | 令和6年2月9日 | |
| 調整事項 | 空調設備の不具合解消等 | | | |
| あっせん員 | 公 | 大矢 | 調整回数 | 1回 |
| | 労 | 山内、金沢 | 終結年月日 | 令和6年 3月29日 |
| | 使 | 小笠原、小山田 | 所要日数 | 50日 |
| | 事 | 成田 | 終結区分 | 解決 |

【申請に至るまでの経緯】

X組合は、組合員Aが使用している実験室の空調設備が故障しており、騒音や振動によって研究に支障をきたすことから不具合の根本的な修理をすること、旅費等の概算払いや事業所内への組合掲示板の設置などを求めてあっせん申請に至った。

【調整経過】

令和6年3月18日に第1回あっせんが行われた。X組合は、①空調設備の異音は命の危険を感じるような騒音と振動であり根本的修理が必要である、②旅費等について数十万円の立替となる可能性があることから概算払いまたは速やかな精算払いによる対応を求める、③職場内の非組合員に組合活動を宣伝するために掲示板が必要である旨主張した。

それに対しYは、①空調設備の騒音・振動については空調運転員による手動対応で解決している、②旅費の一部については既に概算払い制度を導入しており、精算払いをする費用についても書類ミス等がなければ速やかに支払われている、③掲示板の使用について組合から十分な説明を受けておらず、事業所内には組合員が1人しかいない状況で掲示板により組合活動を宣伝する意義が不明である旨主張した。

あっせん員が双方と個別に協議を重ね、①当面は空調設備の修理を行わないこと及び組合員Aが使用する解析装置等を移動させないこと、②論文関係費用等は立替が長期間とならないよう研究者の負担を軽減するよう努めること、③組合掲示板の設置については今後も誠実に労使交渉を行うことなどを内容とするあっせん案をまとめ提示したところ、当事者双方とも受諾の意向を示し、令和6年3月29日までに双方から受諾する旨の回答書が提出されたことから、本事件は解決により終結した。

令和6年（調）第2号事件（あっせん）

| | | | | | |
|-------|-----------|----|-------|-----------|-------|
| 申請者 | X組合 | | | (構成員数) | 26人 |
| 被申請者 | Y | | | (事業の種類) | 医療 |
| | | | | (従業員数) | 1300人 |
| 申請年月日 | 令和6年7月17日 | | 開始年月日 | 令和6年7月18日 | |
| 調整事項 | 住宅手当の支給 | | | | |
| あっせん員 | 公 | 細矢 | 調整回数 | 1回 | |
| | 労 | 谷川 | 終結年月日 | 令和6年10月8日 | |
| | 使 | 安田 | 所要日数 | 83日 | |
| | 事 | 佐藤 | 終結区分 | 解決 | |

【申請に至るまでの経緯】

令和2年、X組合は、Yに正規職員のみを支給されている住居手当を含む3種類の手当を非正規職員にも支給するよう団体交渉を継続した結果、住宅手当を除く2種類の手当が非正規職員にも支給されることとなった。しかし、令和6年6月になって、Yが「住宅手当は現行どおり支給しない」と回答したことから、X組合は納得できないとしてあっせん申請に至った。

【調整経過】

令和6年9月25日に第1回あっせんが行われた。X組合は、令和3年に取り交わした確認書に「格差が生じている手当については計画的に解消していく努力をしていく」との記載があるにもかかわらず、突然Yが「住居手当を支給しないことは同一労働同一賃金における不平等に該当しない」ことを理由として、住居手当の不支給を決定したことは納得できるものではない旨主張した。

それに対しYは、格差があってはならない手当については段階的に改善を図ってきており、年々経営状況が悪化している中で正職員についても色々交渉していることから、非正規職員の住宅手当については、経営が改善するまで待つてほしい旨主張した。

あっせん員が双方と個別に協議を重ね、確認書を踏まえ、非正規職員に対する住宅手当の支給について誠意を持って交渉することなどを内容とするあっせん案をまとめ提示したところ、当事者双方とも受諾の意向を示し、令和6年10月8日までに双方から受諾する旨の回答書が提出されたことから、本事件は解決により終結した。

4 争議行為予告通知

労働関係調整法第37条の規定に基づく公益事業の争議行為予告通知の状況（本県分関係）は下記のとおりである。

業種別では、運輸事業が73.8%、次いで医療、公衆衛生事業が14.3%を占めている。

また、争議項目別では、賃金関係（賃金及び一時金）が全体の71.4%を占めている。

(1) 業種別状況

| 運 輸 | 郵 便 電信・電話 | 水道、電気 ガ ス | 医 療 公衆衛生 | 計 |
|-----|--------------|--------------|-------------|----|
| 31 | 4 | 1 | 6 | 42 |

(2) 主な争議項目別状況

| 賃 金 | 一 時 金 | 労働協約 | 合 理 化 | そ の 他 | 計 |
|-----|-------|------|-------|-------|----|
| 25 | 5 | 1 | 0 | 11 | 42 |

第4節 個別的労使紛争に係るあっせん

1 概要

(1) 取扱件数

令和6年の取扱件数は、前年からの繰越し2件、新規申請5件でいずれも労働者側からの申請であった。

(2) 取扱事件の傾向

取扱事件7件のうち、前年から繰り越した2件は、従前の労働条件への回復を求める事件1件が解決により、紛争状態解決のための話し合いを求める事件1件が取下げにより終結した。また、新規申請事件5件はいずれも打切りにより終結した。

(3) 業種別申請件数（新規件数）

| 製 造 | 運 輸 | 情 報 通 信 | 卸・ 小 売 | 金融・ 保 険 | 医療・ 福 祉 | 学 校 教 育 | サービ ス | その他 | 計 |
|-----|-----|------------|-----------|------------|------------|------------|----------|-----|---|
| | | | | | 3 | 2 | | | 5 |

(4) 主なあっせん事項別件数（新規件数）

| 解雇退職 | 配 転 | 賃 金 | 臨 時 給 | その他の 賃金関係 | そ の 他 | 計 |
|------|-----|-----|-------|--------------|-------|---|
| 1 | | | | 1 | 3 | 5 |

(5) 終結区分

| 解 決 | 打 切 | 取 下 | 次年へ繰越 | 計 |
|-----|-----|-----|-------|---|
| 1 | 5 | 1 | | 7 |

2 個別的労使紛争に係るあっせん事件一覧表

| 事件番号 【申請者】 | 開始 年月日 | 業種 | 調整事項 | 調整員 | | | | 終結年月日 (所要日数) | 終結 区分 |
|----------------|-----------|-----------|--------------------------|----------|-----------|-----------|----|-------------------|----------|
| | | | | 公 | 労 | 使 | 事 | | |
| 5(個)4 【労働者】 | 5.12.18 | 医療・ 福祉 | 従前の労働条件への回復 | 大矢 | 山内 對馬 | 寺下 小笠原 | 佐藤 | 6.1.31 (45日) | 解決 |
| 5(個)5 【労働者】 | - | 学校教育 | 紛争状態解決のための 話し合い | - | - | - | - | 6.1.26 | 取下げ |
| 6(個)1 【労働者】 | 6.7.12 | 学校教育 | 現状の労働環境の維持 | 岩谷 伊藤 | 山内 (金) | 寺下 | 佐藤 | 6.12.16 (158日) | 打切り |
| 6(個)2 【労働者】 | 6.4.9 | 社会福祉 | パワハラによる退職に対 する慰謝料の支払い | 岩谷 | 山内 對馬 | 寺下 小山田 | 佐藤 | 6.5.17 (39日) | 打切り |
| 6(個)3 【労働者】 | 6.7.10 | 医療 | 減額されて支給された退 職金の減額分の請求 | 源新 | 金沢 | 小笠原 | 成田 | 6.8.21 (43日) | 打切り |
| 6(個)4 【労働者】 | 6.9.26 | 学校教育 | 懲戒処分の撤回 | 源新 | 野坂 | 小山田 | 成田 | 6.11.22 (58日) | 打切り |
| 6(個)5 【労働者】 | 6.9.30 | 社会福祉 | 退職勧奨の撤回 | 源新 | 對馬 | 山田 | 佐藤 | 6.11.22 (54日) | 打切り |

3 取扱事件の概要

令和5年（個）第4号事件

| | | | | |
|------------|-------------|-------------------|-----------------------|-----------|
| 申請者 | X | | | |
| 被申請者 | Y | (事業の種類) (従業員数) | その他の生活関連サービス業 約70人 | |
| 申請年月日 | 令和5年12月15日 | 開始年月日 | 令和5年12月18日 | |
| あっせん 事項 | 従前の労働条件への回復 | | | |
| あっせん員 | 公 | 大矢 | あっせん回数 | 1回 |
| | 労 | 山内、對馬 | 終結年月日 | 令和6年1月31日 |
| | 使 | 寺下、小笠原 | 所要日数 | 45日 |
| | 事 | 佐藤 | 終結区分 | 解決 |

【申請に至るまでの経緯】

XはYに採用されたが、Yから「積極性がなく、事務職に向いていない」と言われ、事務職の正社員から清掃業務の短時間労働とする労働条件通知書が手交された。その後もXはYと話し合いを行ったが、短時間労働勤務から正社員に戻すつもりはないと言われたことから、Xは労働委員会にあっせんで申請した。

【あっせん経過】

あっせん申請後、あっせんが開催される前にXは解雇され、令和6年1月31日に第1回あっせんが行われた。Xは、仕方なく労働条件通知書を受領する旨の書類にサインをしたが、労働条件の変更に合意したものではない旨主張した。

それに対しYは、①指導助言・口頭注意は行ってきたがXの態度が改まらなかった。②事務から清掃業務へ変更した際にX自らが短い勤務時間を選択したものであるから、Xは労働条件変更に納得して通知に押印しており合意は成立していた旨主張した。

あっせん員が双方と個別に協議を重ねたところ、Yは解雇の撤回の意思はなく、Xも金銭解決を望む意向を示したため、YがXに対し、解決金を支払うことなどを内容とするあっせん案をまとめ提示したところ、当事者双方とも受諾の意向を示し、双方から受諾する旨の回答書が提出されたことから、本事件は解決により終結した。

令和5年（個）第5号事件

| | | | | |
|------------|----------------|---------|--------|-----------|
| 申請者 | X | | | |
| 被申請者 | Y | (事業の種類) | 学校教育 | |
| | | (従業員数) | 約120人 | |
| 申請年月日 | 令和5年12月21日 | 開始年月日 | - | |
| あっせん事 項 | 紛争状態解決のための話し合い | | | |
| あっせん員 | 公 | - | あっせん回数 | 0回 |
| | 労 | - | 終結年月日 | 令和6年1月26日 |
| | 使 | - | 所要日数 | - |
| | 事 | - | 終結区分 | 取下げ |

【申請に至るまでの経緯】

Xは、Yから次年度の授業の担当コマ数を減らす旨を度々仄めかされており、その度にYに対して抗議していたが、一向に状況が変わらないことから、Xは労働委員会にあっせんで申請した。

【あっせん経過】

申請者から令和6年1月26日付けで取下書が提出され、同日付けで受理したことから、本事件は終結した。

令和6年（個）第1号事件

| | | | | |
|--------|------------|---------|-----------|------------|
| 申請者 | X | | | |
| 被申請者 | Y | (事業の種類) | 学校教育 | |
| | | (従業員数) | 約120人 | |
| 申請年月日 | 令和6年1月26日 | 開始年月日 | 令和6年7月12日 | |
| あっせん事項 | 現状の労働環境の維持 | | | |
| あっせん員 | 公 | 岩谷、伊藤 | あっせん回数 | 3回 |
| | 労 | 山内（金沢） | 終結年月日 | 令和6年12月16日 |
| | 使 | 寺下 | 所要日数 | 158日 |
| | 事 | 佐藤 | 終結区分 | 打切り |

【申請に至るまでの経緯】

Xは、平成●年にYに採用され、長年授業を行うなどしているが、Yにおけるカリキュラム変更に伴い、Xに対して授業の担当コマ数を減らすことが仄めかされたことから、これが実現すると労働環境が悪化するとして教育研究諸活動を従前通り担わせることを求めて、Xは労働委員会にあっせんで申請した。

【あっせん経過】

令和6年8月9日に第1回あっせん、同年10月22日に第2回あっせん、同年12月16日に第3回あっせんが行われた。Xは、①新カリキュラムの授業担当についてYに確認したが、現状不明であると回答するのみで、一度も話合いの機会を持つことのないまま、Xの担当する授業科目の一部廃止決定を口頭で事後通達された、②会議において担当授業コマ数を減らされることに異議を申し立てが、決定したことであると言われるだけで、Yから具体的な理由の説明はなかった旨主張した。

それに対しYは、①新カリキュラムについては各学科の教員等で構成される検討委員会において協議し決定したものである、②新カリキュラムに基づいた科目の責任者は審査を経た上で決定される、変更に係る説明については大体学科内で行われ、各教員で調整した上で、最終的には運営会議で話し合い、さらに上位の会議で承認される、③カリキュラムは長期間に亘って学校の方針に基づき組んでいくものである旨主張した。

あっせん員が双方から主張等を確認したところ、関係当事者間の主張に隔たりが大きく、妥協点を見出すことが困難なことから打切りとした。

令和6年（個）第2号事件

| | | | | |
|------------|----------------------|---------|----------|-----------|
| 申請者 | X | | | |
| 被申請者 | Y | (事業の種類) | 社会福祉 | |
| | | (従業員数) | 約60人 | |
| 申請年月日 | 令和6年4月4日 | 開始年月日 | 令和6年4月9日 | |
| あっせん事 項 | パワハラによる退職に対する慰謝料の支払い | | | |
| あっせん員 | 公 | 岩谷 | あっせん回数 | 1回 |
| | 労 | 山内、對馬 | 終結年月日 | 令和6年5月17日 |
| | 使 | 寺下、小山田 | 所要日数 | 39日 |
| | 事 | 佐藤 | 終結区分 | 打切り |

【申請に至るまでの経緯】

Xは、令和●年秋頃にYに介護職の正規職員として入社したが、途中から先輩職員にパワハラを受けるようになった。

令和6年●月、出勤前にパニック症状を起こして数日入院し、退院後出勤しないまま同年●月に退職することとなった。

Xは、Yがパワハラに対応してくれなかったため退職せざるを得なかったことを理由として慰謝料請求したが拒否されたことから、労働委員会にあっせんで申請した。

【あっせん経過】

令和6年5月17日に第1回あっせんが行われた。Xは、①先輩職員から無視や強い言葉による指示等のパワハラを受け、通院を要するようになった、②Yは「従業員同士のことだから会社には関係ない。」と言い対応してくれなかった旨主張した。

それに対しYは、①Xの同僚職員から聞き取りをしたが、パワハラの実実は確認できなかった、②Xから相談があれば、その都度上司が対応しており、その相談内容はパワハラではなく主に家庭内の事情についてであった、③Yではパワハラ対策として、相談窓口を設置し、マニュアルを作成し、研修も実施している旨主張した。

あっせん員が双方から主張等を確認したところ、関係当事者間の主張に隔たりが大きく、妥協点を見出すことが困難なことから打切りとした。

令和6年（個）第3号事件

| | | | | |
|------------|----------------------|---------|-----------|-----------|
| 申請者 | X | | | |
| 被申請者 | Y | (事業の種類) | 医療 | |
| | | (従業員数) | 約100人 | |
| 申請年月日 | 令和6年7月7日 | 開始年月日 | 令和6年7月10日 | |
| あっせん 事項 | 減額されて支給された退職金の減額分の請求 | | | |
| あっせん員 | 公 | 源新 | あっせん回数 | 0回 |
| | 労 | 金沢 | 終結年月日 | 令和6年8月21日 |
| | 使 | 小笠原 | 所要日数 | 43日 |
| | 事 | 成田 | 終結区分 | 打切り |

【申請に至るまでの経緯】

Xは、平成●年にYに採用され、長年勤務してきた。令和●年12月末に、職場内の業務連絡として使用している伝達ノートにより、翌年度から経営規模を縮小すること及び職員に対して面談が行われることを知ったが、当該面談を受けないまま就職活動をし、令和●年3月末をもって退職する旨の退職届を提出し、受理された。

その後、面談を受けた他の職員には退職金が満額支給されていることを知ったため、自己都合退職扱いで減額された差額分の支給を求めて労働委員会にあっせんで申請した。

【あっせん経過】

令和6年7月23日に事務局調査を行ったところ、Yがあっせんで拒否する意向を示したため、同年8月19日に小笠原あっせん員がYに対してあっせん参加の説得を行ったが、Yの意向は変わらなかったため、本事件は打切りで終結した。

令和6年（個）第4号事件

| | | | | |
|-------|-----------|---------|-----------|------------|
| 申請者 | X | | | |
| 被申請者 | Y | (事業の種類) | 学校教育 | |
| | | (従業員数) | 約130人 | |
| 申請年月日 | 令和6年9月25日 | 開始年月日 | 令和6年9月26日 | |
| あっせん事 | 懲戒処分の撤回 | | | |
| あっせん員 | 公 | 源新 | あっせん回数 | 1回 |
| | 労 | 野坂 | 終結年月日 | 令和6年11月22日 |
| | 使 | 小山田 | 所要日数 | 58日 |
| | 事 | 成田 | 終結区分 | 打切り |

【申請に至るまでの経緯】

Xは、平成●年に臨時職員として採用され、その後正職員として勤務していた。令和●年3月、2人の女性職員にハラスメントを行ったとしてハラスメント防止委員会に出席するよう呼び出され、出席した場で事実確認を受け、その後、Xの行為はハラスメントに該当するとして、翌月懲戒処分（減給）を受けた。

Xは、ハラスメントと言われるような悪質な行為はしていないとしてYに懲戒処分の撤回を求めたが、拒否されたため、労働委員会にあっせんで申請した。

【あっせん経過】

令和6年11月22日に第1回あっせんが行われた。Xは、①Yはハラスメントの防止等に関する規程どおりに調査を行っていない、②Xの行動について何が悪いのか分からない、③懲戒処分後、Xのどの言動に問題があったのか聞いてもYは説明してくれなかった旨主張した。

それに対しYは、①女性職員2名からハラスメント防止委員会に相談があり、適切に対応した、②Xが行為を認めたのでハラスメントと認定し、就業規則及びハラスメント防止規程に基づいて、手続を経て、懲戒処分に至った、③Xに何度説明しても理解しようとしなかったものであり、Yに落ち度はない旨主張した。

あっせん員が双方から主張等を確認したところ、関係当事者間の主張に隔たりが大きく、妥協点を見出すことが困難なことから打切りとした。

令和6年（個）第5号事件

| | | | | |
|------------|-----------|---------|-----------|------------|
| 申請者 | X | | | |
| 被申請者 | Y | (事業の種類) | 社会福祉 | |
| | | (従業員数) | 約210人 | |
| 申請年月日 | 令和6年9月25日 | 開始年月日 | 令和6年9月30日 | |
| あっせん事 項 | 退職勧奨の撤回 | | | |
| あっせん員 | 公 | 源新 | あっせん回数 | 0回 |
| | 労 | 對馬 | 終結年月日 | 令和6年11月22日 |
| | 使 | 山田 | 所要日数 | 54日 |
| | 事 | 佐藤 | 終結区分 | 打切り |

【申請に至るまでの経緯】

Xは、Yに令和●年に採用された。令和●年7月に新型コロナウイルス感染症に罹患した後、新型コロナ後遺症と診断され1ヶ月ほど休職した。復帰後、勤務を続けていたが、令和6年6月に、Yから退職勧奨を受けた。一度拒否したものの、退職勧奨を受け入れなければ懲戒解雇に切り替えると言われたことから、確認書を取り交わしの上、退職した。

その後、改めてYで働きたいと考えたことから、Xは、Yに退職勧奨の撤回を求めたが拒否されたため、労働委員会にあっせんで申請した。

【あっせん経過】

令和6年10月24日に事務局調査を行ったところ、Yがあっせんで拒否する意向を示したため、同年11月21日に山田あっせん員がYに対してあっせん参加の説得を行ったが、Yの意向は変わらなかったため、本事件は打切りで終結した。

第5節 労働相談

1 概要

(1) 取扱件数

令和6年の委員による労働相談会における相談件数は22件であった。また、令和6年に事務局職員が随時電話等により受け付けた相談件数は51件であった。

(2) 取扱事件の傾向

委員による相談では、相談者の産業別では運輸業及び医療・福祉からの相談が多く、また、内容は「職場の人間関係」「経営又は人事」「賃金等」に関するものが多かった。

事務局が受け付けた相談では、相談者の産業別では医療・福祉からの相談が多く、また、内容は「経営又は人事」「労働条件等」「職場の人間関係」に関するものが多かった。

なお、相談後に労働委員会に個別労使紛争のあっせん申請があったものが3件であった。

(3) 委員による労働相談会での相談状況（業種）

| 年 | 製造 | 運輸 | 情報通信 | 卸・小売 | 金融・保険 | 医療・福祉 | 学校教育 | サービス | その他 | 計 |
|------|----|----|------|------|-------|-------|------|------|-----|----|
| 令和5年 | 3 | 2 | 1 | 5 | 2 | 13 | 1 | 8 | 2 | 37 |
| 令和6年 | 4 | 6 | 0 | 1 | 1 | 6 | 1 | 2 | 1 | 22 |

(4) 委員による労働相談会での相談項目

| 年 | 経営又は人事 | 賃金等 | 労働条件等 | 職場の人間関係 | その他 | 計 |
|------|--------|-----|-------|---------|-----|----|
| 令和5年 | 9 | 9 | 4 | 13 | 2 | 37 |
| 令和6年 | 6 | 3 | 2 | 7 | 4 | 22 |

(5) 事務局職員による労働相談での相談状況（業種）

| 年 | 製造 | 運輸 | 情報通信 | 卸・小売 | 金融・保険 | 医療・福祉 | 学校教育 | サービス | その他 | 計 |
|------|----|----|------|------|-------|-------|------|------|-----|----|
| 令和5年 | 8 | 3 | 0 | 6 | 1 | 33 | 6 | 12 | 23 | 92 |
| 令和6年 | 3 | 3 | 0 | 5 | 0 | 17 | 2 | 5 | 16 | 51 |

(6) 事務局職員による労働相談での相談項目

| 年 | 経営又は人事 | 賃金等 | 労働条件等 | 職場の 人間関係 | その他 | 計 |
|------|--------|-----|-------|-------------|-----|----|
| 令和5年 | 23 | 15 | 23 | 22 | 9 | 92 |
| 令和6年 | 17 | 5 | 8 | 7 | 14 | 51 |

(備考)

- ・ 業種における「その他」には、業種を明かさずに相談があった「業種不明」も含まれる
- ・ 「経営又は人事」・・・解雇、配置転換、雇止め、出向・転籍、復職、懲戒処分、退職、再雇用 など
- ・ 「賃金等」・・・賃金（残業代等含む）未払い、賃金減額、一時金、退職金、解雇手当、休業手当、諸手当 など
- ・ 「労働条件等」・・・労働契約、労働時間、休日・休暇、年次有給休暇、時間外労働、安全衛生、労働保険 など
- ・ 「職場の人間関係」・・・セクハラ、パワハラ、嫌がらせ など

第6節 労働組合の資格審査

労働組合法第5条の規定による令和6年の労働組合の資格審査の取扱件数は、次表のとおりである。

| 申請理由 | 取扱件数 | | | 処理件数 | | |
|---------|---------|----|----|------|----|--------|
| | 前年からの繰越 | 新規 | 計 | 認定 | 取下 | 翌年への繰越 |
| 不当労働行為 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 委員推薦 | 0 | 11 | 11 | 11 | 0 | 0 |
| 法人登記 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 労働者供給事業 | 0 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 |
| 計 | 0 | 13 | 13 | 13 | 0 | 0 |

第7節 地方公営企業等の非組合員の範囲の認定告示

令和6年における地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第5条第2項の規定による告示の取扱いはなかった。

第8節 労働委員会活性化に向けた取組

少子高齢化の進行や若年層を中心とした非正規労働者の増加など労働を取り巻く環境は大きく変化しており、労働委員会がその機能を発揮し、使命を十分に果たせるよう、労働委員会活性化のための検討委員会が作成した第1次～第3次報告書等を受けて、当委員会が実施した活性化に向けた取組は、次のとおりである。

1 令和6年の認知度を高めるための取組

- ① ホームページによるPRの充実
- ② 県の広報媒体によるPR（地元3紙、ラジオ）
- ③ 委員による労働相談会の開催
原則毎月第1火曜日、第3日曜日に開催しているほか、10月の周知月間には日曜日に県内3市（青森市・弘前市・八戸市）において合計3回開催した。
- ④ 地元2紙への無料広告の掲載依頼
- ⑤ 県内市町村の広報誌への掲載
- ⑥ 県政記者会へ労働相談会についての情報提供
- ⑦ 関係機関への労働相談会のチラシ等の備え置き
（県内6地域県民局、市町村、労働局、労働基準監督署、ハローワーク、法テラス、ジョブカフェ、連合青森、県労連、県経営者協会、県弁護士会、県社労士会等）
- ⑧ 関係機関の情報誌への掲載
（連合青森、県経営者協会）
- ⑨ 労働相談ダイヤルによる相談対応等
- ⑩ 県障がい福祉課「こころの相談窓口ネットワーク相談先一覧」への掲載

2 令和6年の委員・職員の資質の維持・向上を図るための取組

- ① 中労委が開催する公労使委員研修の受講
- ② ブロック研修会等への参加
- ③ ブロック会議の研修課題に対する委員・職員の研修会の開催
- ④ 新任委員に対する実務研修（あっせん員への指名）
- ⑤ 公労使委員による研修会の実施

この印刷物は、環境にやさしい紙を使用しています。

この印刷物は、70部作成し、印刷経費は1部当たり263円です。